

茨城をたべようシンボルマーク運用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城をたべようシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の利用に関し必要な事項を定め、もって茨城県の農林水産物のPR、販路拡大に資することを目的とする。

(シンボルマークの定義)

第2条 この規程で定めるシンボルマークは、別紙に掲げるデザインとする。

(対象品目)

第3条 シンボルマークを使用できる品目は、県内で生産されている農林水産物及びその加工品、または、これらを梱包して販売する資材のうち、使用許可申請に基づき茨城県営業戦略部販売流通課長（以下「販売流通課長」という。）が許可したもの（以下「対象品目」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず、販売流通課長が認める品目には、シンボルマークを使用することができる。

(使用許可の申請)

第4条 シンボルマークの使用許可を受けようとする者は、茨城をたべようシンボルマーク使用許可申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、販売流通課長に対し申請するものとする。

2 販売流通課長は、前項による申請内容を審査し、シンボルマークの使用を許可した者（以下「使用者」という。）に対して、茨城をたべようシンボルマーク使用許可通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(使用条件)

第5条 使用者は、無償でシンボルマークを使用できるものとする。

2 使用期間は、使用許可の日から申請された使用期間満了日または使用許可の日から3年とする。ただし、年度途中からの使用の場合は使用許可の日の属する年度から2年後の年度末までとする。

3 使用者は、使用終了時に、茨城をたべようシンボルマーク使用実績報告書（様式第3号）を販売流通課長に提出するものとする。

4 使用期間を更新する場合は、茨城をたべようシンボルマーク使用許可更新申請書（様式第4号）を、使用期間満了日の30日前までに販売流通課長に提出するものとする。

5 販売流通課長は、前項による申請内容を審査し、使用許可を更新する場合は、使用者に対して、茨城をたべようシンボルマーク使用許可更新通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(使用許可の取消し)

第6条 販売流通課長は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、茨城をたべようシンボルマーク使用許可取消通知書（様式第6号）による通知をもって、使用許可を取り消すことができる。

- (1) シンボルマークを使用者固有のブランドと誤解を与えるような使用をしたとき
 - (2) 許可された用途以外でシンボルマークを使用したとき
 - (3) シンボルマークの図柄を無断で変更・改変して使用したとき
 - (4) 対象品目についての生産、出荷、販売等に際して信用を損なう行為により、シンボルマークのイメージを著しく失墜させたとき
 - (5) シンボルマークを使用する権利を第三者に譲渡したとき
 - (6) その他販売流通課長が不適切と認めるとき
- 2 前項の規定により使用許可を取り消された対象品目は、取消通知があった日以降、シンボルマークを使用してはならない。

(届出による使用)

第7条 第3条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、茨城をたべようシンボルマーク使用届出書（様式第7号）を販売流通課長に提出することにより、シンボルマークを使用することができるものとする。

- (1) 県内で生産されている農林水産物及びその加工品を使用して行う役務に使用するとき
 - (2) 新聞もしくは広告等の制作者が、報道目的または広報目的に使用するとき
 - (3) 商品を販売する者または役務を提供する者が、広告等の宣伝媒体に使用するとき。ただし、第4条第2項の許可を受けた対象品目を宣伝する場合、その使用期間内に限り、提出は不要とする。
 - (4) その他、販売流通課長が適当と認めるとき
- 2 茨城県及び茨城県内の市町村が、シンボルマークの図柄を変更・改変することなく使用する場合は、前項による提出は不要とする。

(苦情の処理)

第8条 使用者は、シンボルマークの使用に関して苦情があった時は、使用者が誠意をもってその責に任じ、必要な措置を講じなければならない。

- 2 使用者が、シンボルマークの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合は、茨城県は一切責任を負わない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は販売流通課において別に定めるものとする。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙) 茨城をたべようシンボルマーク

【アグリマーク】



【マリンマーク】



(注) シンボルマークの使用について

- 1 原則として、配色は上記のとおりとする。
- 2 シンボルマークをつぶしたり、変形させたりしないこと。
- 3 背景色により、シンボルマークが不明瞭な表示とならないようにすること。
- 4 シンボルマークと他の図形・ロゴを組み合わせ使用しないこと。
- 5 このほかの使用方法については、販売流通課と協議すること。